

2025 知的所有権活用支援事業

自社の製品・技術の権利取得を支援するため、知的所有権を新規に取得するための経費の一部を補助します。

補 助 対 象 者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。 ① 製造業または情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。 ② 区内に本社または主たる事業所（支店登記があり、実質的に事業が営まれていること）を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業者。 ③ 区内において引き続き1年以上事業を営んでいること。 ④ 法人都民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと。
補 助 要 件	①補助を受けようとする年度内、もしくは前年度内に対象知的所有権を出願し、経費の支出を行うこと。 ②同一経費を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。
補 助 対 象 経 費	①弁理士費用 ②出願料 ③登録料 ④特許料 ⑤審査請求料 ⑥製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ※前年度中に支払った経費も対象とします。 ※消費税等の間接経費は補助対象外です。
補 助 限 度 額	10万円
補 助 率	2分の1（千円未満の端数は切捨て）
対 象 と な る 知 的 所 有 権	特許権 / 実用新案権 / 意匠権 / 商標権 ※国内認証に限ります。 ※新規取得に限ります。
件 数	15件程度 ※先着順
補 助 対 象 期 間	2026年2月27日まで
申 請 書 類	① 交付申請書（北区HPからダウンロード可） ② 知的所有権取得のための出願を証する書面の写し ③ 会社概要…会社案内、自社HP等（会社設立年月、資本金又は従業員数を記載） ④ 直近の法人都民税（個人事業主の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる 納税証明書 ※領収証書は不可（個人事業主の場合は納税証明書、又は非課税証明書） ⑤ 補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込明細書、ネットバンキング等の写し） ⑥ 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの …A4サイズの通知書を三つ折り一枚お送りします）

お申し込みの流れ



東京都北区産業振興課商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL : 03-5390-1235 FAX : 03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→

